

## あらためて憲法を学び考え、時間をかけ国民的な議論をすすめよう

2018 年第 196 回通常国会の最重要法案とされた「働き方改革」法案は、厚労省のデータねつ造により裁量労働制の拡大は法案から削除されました。その後も次々とデータの誤りが発覚しましたが、「働き方改革」一括法案は強行成立させる構えです。多くの国民の不安や懸念がある中、労働者の働き方が大きく変わる可能性のある法案が一括で提出され、その根拠となるデータに問題があっても後戻りも立ち止まることもせず突き進む政府の姿勢は、国民軽視と言わざるを得ません。財務省の公文書の改ざん、防衛省の日報の隠ぺいの問題を含め、政府の信頼は大きくゆらぎ、支持率も下落傾向です。

これらのことと同じ手法で進められようとしているのが憲法の改正問題です。憲法 9 条の「改正」を、自衛隊を明記する形で変えることを提案していますが、その一方では、安倍首相が「自衛隊が合憲であることは明確な一貫した政府の立場だ。国民投票で、たとえ否定されても変わらない」と述べるなど、国民のための改憲であるどころか、国民の意思の反映である国民投票を否定する姿勢もあらわになりました。国民軽視ですすめられようとしていることは明白です。

また、教職員である我々にとって重要な「改憲」は 26 条にもあります。自民党草案の第 26 条 3 項に「国は、教育が国の未来を切り開く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。」という条文を、国の教育環境の整備義務として新設をしています。当たり前のように思える条文ですが、教育は個人の権利ではなく国のためととれる文面は、国の教育への介入の手掛かりになる危険をはらんでいます。学習権は子どもの持つ権利であり、このことも注視をしていく必要があります。

安倍政権のもとでの「改憲」に懸念をしめす世論は多数派です。今、もとめられているのは憲法を変える必要性についての丁寧な説明と時間をかけた慎重な議論ではないでしょうか。教え子を戦場に送る先頭に立った過去の苦い経験を経て、私たちのスローガン「教え子を再び戦場に送らない」は生まれました。この言葉に立ち返り、本当に現憲法を変える必要があるのか、変える必要があるのであれば、何が問題で何を変えることが今の私たちにとって、未来を生きる国民にとって必要なのか、時間をかけた国民的議論が必要なのではないのでしょうか。このことを広く訴えていきましょう。

私たち公務員には「憲法尊重擁護義務」があります。あらためて憲法を学び考え、今教師として何ができるか、職場や地域で語りあいましょう。

以上、決議します

2018 年 6 月 9 日

岡山県高等学校教職員組合 第 76 回定期大会